



昭和支部報

HPアドレス <https://www.showa-z.com>

令和4年11月1日

第284号

発行責任者 支部長 佐藤 彰 洋

編集責任者 副支部長 土屋 広 高

発行所 名古屋税理士会昭和支部

印刷所 共生印刷株式会社



スポーツの秋

ときこえ 時間の声

我が家の夏の旅行はここ数年9月の初旬に行くことが多い。新学期が始まり観光地は人もまばら、宿も飛行機代も安いといいことづくしのようだが一つ問題がある。台風だ。

台風シーズンの真っ只中、我が家はこれまで何度も危機を乗り越えてきた。新型コロナの流行前、奮発してハワイに行ったときには丁度帰国の日に日本に台風が直撃、あわや空港で一泊になりかけたが、セントレア行の飛行機はギリギリ欠航にならずに済んだ。後で聞いた話だが、ほぼ同時刻に離陸した関西国際空港行の便は途中でホノルル空港に引き返したそうだ。ギリギリかわしたのはこれだけではない。更に遡ること数年前、宮崎へ行ったときには台風でこそなかったが、豪雨で視界不良のため乗る予定の飛行機が宮崎空港に着陸できず、空港での一夜を覚悟したこともあった。幸いこのときも羽田行の飛行機を待つ人々を後に残し、我々は無事帰宅することができた。よほど我々は運が強いらしい。

今年の家族旅行は9月3日から沖縄行を計画していた。台風11号が近づいていたが、私の知識では一度通り過ぎた台風が戻ってくるとは考え難く、万が一戻ったとしても予報円の端に那覇が引っ掛かっている程度だったので問題ないと思っていた。大急ぎで仕事を片付け、荷造りも早々に完了し、一緒に旅行に行くために帰省する娘を迎えに名古屋駅に向かう途中、夫から飛行機欠航決定の連絡がきた。初め

ての欠航、ショックですぐには信じられず、JALのHPを調べた。2便後の飛行機はまだ欠航になっていない、何なら1日遅らせて出発という手もある。諦めきれず夫に連絡しようとしたが繋がらない。既にキャンセルの手続きを始めてしまったようだ。娘と合流した私は代替案を考えることにした。西へ行くのが無理なら、東北、北海道もいいかも。その時なぜか昔、青税の旅行で行ったUSJのことが頭に浮かんだ。いやさすがに今からチケットを取るのは無理だろうと思いつつも娘に調べてもらおうと、まだチケットは買えるようだった。アプリで調べたら宿も何とかなる。家に戻るとすぐに夫に相談。夫も代替案を考えていたようだがうまくブッキングできなかったらしい。娘と2人がかりで夫を丸め込み、チケットと宿を予約し終えたのは出発前日の夜中、もう少しで当日になるところだった。

翌日、ほぼ雨に降られることもなく我々は2泊3日の大阪旅行へと出かけた。青税で行ったときは、開園初年でアトラクションも少なかったが、20年以上たった現在はほとんど別のテーマパークとなっていた。前回行ったとき娘はまだ赤ん坊だったし、一緒に行った先生の娘さんが今では税理士になっているくらいだから時の流れは恐ろしい。

今回初めて飛行機欠航という憂き目にあったが、転んでもただでは起きないのが我が家流。丸々2日童心に帰って遊び尽くした。この臨機応変さを他に生かせばいいのと思う今日この頃。

(松永 公子)

研修部だより

研修報告

令和4年9月9日研修

令和4年9月9日に瑞穂文化小劇場にて、弁護士の永吉啓一郎氏を講師に迎え、「資産税関連の税理士賠償責任と対策」というテーマで研修会が行われました。

令和4年10月14日研修

令和4年10月14日に天白文化小劇場にて、税理士の岡崎拓郎氏を講師に迎え、「税務行政のDXで変わる税理士業務、中小企業」というテーマで研修会が行われました。

*研修資料は昭和支部のホームページからダウンロードできます。

研修案内

令和4年11月と12月に行われる研修の案内です。ぜひ研修会にご参加いただきますようよろしくお願いいたします。

令和4年11月15日研修

○テーマ

「消費税インボイス制度 ～今、クライアントに伝えるべきこと～」

○講師

税理士 金井 恵美子 氏

○講師略歴

1992年税理士試験合格。2003年「日税研究賞」入選。現在、金井恵美子税理士事務所所長、近畿大学大学院法学研究科非常勤講師。

○論文、著書

【論文】

「税率構造:軽減税率の法制化を踏まえて」(日税研論集70号)

「所得税法における損失の取扱いに関する一考察」(税法学566号)

「最低生活費への課税とユニバーサル定額給付:消費税が奪った最低生活費をどう償うか」(税法学581号)

「所得税法56条の功罪」(税法学586号)、ほか多数。

【著書】

『実務消費税ハンドブック』コントロール社

『プロフェッショナル消費税の実務』清文社

『演習消費税法(全国経理教育協会テキスト)』清文社

『理解が深まる消費税インボイス制度QA』税務研究会、ほか多数。

現在、週刊税務通信に「これからの消費税実務の道しるべ」を連載中。

(2022年7月末日現在)

○研修内容

インボイス制度の施行がいよいよ迫ってまいりました。

インボイス制度は、売手による消費税の納税がインボイスによって証明された場合に、買手における仕入税額控除を認める厳格な制度です。現行制度との決定的な違いは、事業者免税点制度との関係であるといえるでしょう。

本研修では、免税事業者及び免税事業者から仕入れを行う事業者に主眼をおいて、今、クライアントに伝えるべきことを検討します。

※研修受講管理システムの「令和4年度消費税適格請求書等保存方式に関する研修会～消費税インボイス制度の個別論点～」(名古屋税理士会業務対策部所掌、本年9月アップロード)とは、内容が異なります。

令和4年12月9日研修

○テーマ

「名義預金と贈与」と「民事信託(家族信託)」

○講師

税理士 笹田 淳 氏

○講師略歴

平成12年関西学院大学商学部卒。大学卒業後、会計ソフト会社でシステムエンジニアとして勤務。その後、平成20年税理士試験に合格して税理士法人設立。代表社員に就任し現在に至る。現在個人申告(年約700件)、相続申告(年約30件)を中心に、不動産に関するコンサルティングも行っている。法人についてはシステムの利用を含めた業務改善についてのコンサルティング等も行っている。また、税理士会やハウスメーカー、生命保険会社で税に関するセミナーを多数実施している。

○研修内容

相続税申告について、税務調査の際に主な指摘事項として「名義預金」があります。正しい贈与の知識がないために起こってしまうものですが、税理士として正しい贈与の方法を伝えたいうえで適正な贈与税および相続税の申告が出来るように説明を行います。あわせてよくあるたんす預金や死亡前に引き出した現金の取り扱いについても解説します。

民事信託(家族信託)については、まだまだ普及していない現状です。しかし、使いようによっては家族を守ることが出来ます。そんな民事信託の基礎から用語の意義、課税関係や活用例を解説いたします。

どちらの項目もお客様に相談を受けたときに適切・的確にこたえることが出来るように研修を行います。

1. 名義預金と贈与

- ・ 家族名義預金の誤解
- ・ 名義預金の要件
- ・ 贈与とは
- ・ たんす預金と死亡前引出現金
- ・ 税務調査について

2. 民事信託(家族信託)

- ・ 次世代への思い
- ・ 遺言と、遺言では解決できないこと
- ・ 信託とは
- ・ 信託の用語
- ・ 信託の課税関係
- ・ 信託の活用例

令和5年1月16日研修

○テーマ

「中小企業経営者のための事業承継対策」

○講師

中小企業アドバイザー 西川 彰紀 氏

○テーマ

「日本に訪れる新たな規範 ～ポリティカル・コレクトネス～」

○講師

信州大学特任教授・法学博士・ニューヨーク州弁護士 山口 真由 氏

※1月の研修は2本立てとなっております。



相談所だより



税務相談員

若月 康代

相談所の仕事を担当させて頂いて今年が2年目となります。昨年の2月に支部の相談員が不足しているため、打診の電話を頂き、相談員が実際どのような仕事をやるのか分からないまま承諾の返事をしてしまい、何をやるのか分からないまま受けてしまった、どうしよう、と不安で心が一杯であったのを今でも鮮明に覚えております。

昭和支部税務相談所での相談日程は4月の会議で決まり、それに従い担当をさせて頂くのですが、昨年初回5月の担当日前日は緊張で夜も眠れませんでした。相談者が質問された内容が複雑だったらどうしよう、自分の不勉強な分野の内容を聞かれたらどういう対応をしたらいいのか、、、と頭の中が不安でたまりませんでした。実際にはそこまで厳しい相談を受けることは(今のところ)ありませんでしたが、それでも最初のころは回答に自信のない領域もあったため、前任の相談員の先生に連絡を取らせていただき、対処方法とアドバイスを頂けたことでようやく自信をもって回答できたことを今でも覚えております。

相談者の中には毎月お越しになる方は殆どいらっしゃらず、やはり源泉徴収の発生する7月、年末調整の12月、確定申告の2月に集中します。また、会計ソフトを利用して帳簿を作成される方と手書きで帳簿を作成される方がいらっしゃいます。

会計ソフトも弥生、JDLなど様々で、昨年1年目は普段なじみのないソフトへの対応に慣れるのに時間を要してしまい、相談者の来所目的である、帳簿のチェックの時間を充分にとることが出来ませんでした。具体的には、決算の仕訳は相談員である私が入力するのですが、入力する元帳をなか

なか開くことが出来ず、相談者の方に伺っても「いつも先生にやって頂いているので、、、」と分からない者同士で悩んでしまう、というケースが何回もあり、時間内で対応するのにあたふたしてしまったのを今でも覚えております。

記帳については、やはり相談所に来られる方は他でのお客様に比べて手書きで帳簿を作成される方が比率として多い印象です(もちろん比較的年配の方が多いから、という理由もあるでしょう)。相談にいらっしゃる方も長年手書きでオリジナルの記載を行っている方が多く、複式簿記で記載していないため、相談の都度、青色申告特別控除の55万円を受けることが出来ない旨を説明させて頂き、出来ればパソコンできちんとした帳簿を作成したほうが良いとアドバイスをさせて頂くのですが、パソコンをお持ちでない・使用できない方がほとんどで、そういった方にパソコンを購入して頂いた上で帳簿を作成して頂くにはかなりハードルが高く、なかなか実行して頂けないのが現状です。

そのほか、税務署からの紹介やその他のルートで個別案件の相談に来る方もいらっしゃいます。あっさりとは回答できるようなお質問を受けることもありますが、やはり中には詳細に状況を伺わないと回答できない、そもそも相談者の方自身がきちんと状況を整理できていないというケースも散見されます。このような場合には税理士として税務の指摘をするというよりは、それ以前に取引上の問題や周辺状況を聞き取り、整理して不足ポイントを指摘したうえで、想定パターンを回答するようなこともあります。やはり一見の方については問題点を完全に把握することは難しく、そこが相談員の仕事の難易度の高いところだと感じています。

昨年1年間相談員を担当させて頂き、まだまだ不慣れなところもありますが、相談者の方から相談に来てよかった、と感謝されるよう今後も精進していきたいと思っております。



仙田 浩人

キュルルル～電気ドリルが竹を削る音が響く。そう今日は、不定期に私の実家で開催される流しそうめんの日。

流しそうめんが開催されるタイミングは、いつもなんとなく私の知らない間に決まっている。「流しそうめんでもしようか?」とわたしの家族の女性陣(母? 妻? 妹?)の誰かが言いだし、母の竹林から父が竹を切り出し、私に渡される買い物メモに「そうめん4袋、そうめんつゆ(追いガツオ以外)2本」とかかれ、その準備は水面下で着々と静かに進められる。

そして機が熟したときに、「今からおじいちゃんの家で流しそうめんだから」と起き掛けに指令が出され、1時間後には私の実家に家族が集められる。指示のもと、流しそうめん設備の工作部隊、そうめん茹で部隊、てんぷら揚げ部隊、おにぎり作り部隊、妹の4歳の子供をあやす部隊に分けられ、みんなで黙々と作業している。冒頭の電動ドリルは、そうめんが竹の中を流れやすくするために、竹の節を削るために使われる。昔は、父と私の仕事だったが、最近は父と私の高一の長男が担当している。

私の実家は、父が庭に大きな木が欲しいと言いだした結果として、敷地の大きさの割に大きなクスノキが敷地の真ん中に、どっかりと居座っている。そのクスノキの幹に竹を立てかけ、あとは竹の端にホースを固定すれば、流しそうめん台の準備は万全である。

準備の仕事ぶりを見ていると、世の中では指示待ちの人が多というが、私の家族はみんなそれぞれ自分でできることを自分で見つけ出し、他の人とコミュニケーション(文句)をとりながら、どんどん流しそうめんの準備を進めていくことができるようだ。10年前は、父、私、妻の3人だけ

で準備していたことを考えれば、私の子供たちや妹家族など人数が増え、それぞれが成長したことが身をもって感じられる。つい、自分の事務所はどうだろう?と頭の片隅で考えたりもする。

流しそうめんの盛り上がりの最高潮は、いつも最初に流れる一束目がうまく流れるときに限る。クスノキの枝から、そうめんが水に乗り、旅に出て、最終的に地面近くに置かれている筈に行きつく。工作部隊は、その瞬間、自分の目論見どおり竹の加工がうまくいったことを理解し、自己満足に浸るのである。しかしながら、大体、最初の一束目は最後の筈までに行きつかない。準備でおなかをすかした子供たちに、投入と同時に胃袋の中に収められる運命を迎えるからである。でも、私は水しか流れてこない竹に、すぐに消えてしまったそうめんが下の筈まで流れ着くイメージを描き、息子もいい仕事をしているなど、独り感慨にふけったりもするのである。

「早く次のそうめん流してよ!!」という声に我に帰る。忘れていた、自分はそうめんを流す係なのだ。今はみんなの成長を感じるよりも、みんなに栄養を与える方が先である。一生懸命手を動かしながら、時々クスノキから落ちてくる虫たちに、ワイワイする家族の賑わいを見て、このような時間を持つことの幸せを実感し、平穏な時間に安心を覚えるのである。





亀澤 英生

朝起きて、今日は日曜日で休みだと気づくと、少し幸せな気分になります。二度寝をして、いつもより1時間ほど遅く起きます。日曜日の朝ごはん、最近のマイブームは卵焼きです。卵を割り、100回くらい混ぜます。休みだから時間を気にせずできるのがうれしいです。塩昆布を入れると、とてもおいしいです。子供にも好評です。コーヒーを飲みながら、新聞を開き、気になる話題をゆっくりと読みます。先日は雄大な山の写真とともに北アルプスの話題が載っていました。実際にその山にのぼり、山頂から景色を見下ろしてみたいものです。

我が家では、今のところコロナ感染はなく、警戒をしながら日々を過ごしています。おうち時間の楽しみの一つは、家飲みです。帰りの事などを気にせず飲めるのがいいです。

お酒の種類は、日本酒が好きです。端麗辛口や芳醇な甘口と味は様々です。少量を数種類買ってきて、飲み比べするのが楽しみです。早めに飲み切らないと味が変わってしまいますが、2週間程度はかかります。

飲む順番が意外と重要で、甘いお酒の後に辛いお酒を飲むとかなり辛く感じてしまいます。2種類のお酒を飲み比べる場合、前後の順番を変えて飲み比べると印象が変わります。3種類の場合は、右から飲んだ後に、左から飲むという具合に順番を変えて飲みます。甘味や渋みといった味覚は、前に飲んだお酒に影響を受けやすいと思います。

どんなタイプのお酒と比較するかで、印象は異なります。香りの高い大吟醸と純米酒を比較すると、純米酒のほうが「コクがあって豊かな味わいがある」という感想になります。

先日、酒屋で日本酒の「古酒」を発見しました。新酒は新しい酒造年度を迎えると「古酒」となるそうです。それをさらに数年（大抵3年以上）寝かせると「熟成古酒」と呼ばれる、香りは焦げたようなカラメル臭、味わいは甘く、とろりとした舌ざわ

りの酒質になるのが一般的です。紹興酒のような見た目ですが、味わいは少し違います。

器についても、日本酒の味わいに関係がありそうです。

ガラス製の器は無味無臭なため、お酒本来の味を直に感じる事が出来ます。シャープな味やお酒の繊細さを楽しむことができます。陶器又は磁器の器は、味の強い日本酒をやわらかく、そして丸くする性質があるようです。金属製の物はキンと冷やせるので、冷酒に向いています。また錫製の器は不純物を吸収し、雑味を分解してくれるので、味がまろやかになり甘みが増すとされています。漆器は非常に断熱性に優れています。熱燗を注いでも熱くて持てないということもなく、冷めにくいのが特長。冷酒もぬるくなりやすい感覚があり、お酒をゆっくりと楽しむことができます。いろいろ試しましたが、陶器が一番好みます。口当たりが柔らかくなる感じがします。

普段は常温で飲むのが好きですが、これからの季節、寒くなってくると燗酒の魅力もあります。冷やのほうは飲み口が引き締まり、シャープなさわやかさが感じられるのが魅力ですが、燗のほうはふくらみのある、まろやかな香味に感じられることがその良さだと思います。燗の種類と温度も細かく分かれており、日向燗から飛び切り燗まで、大体5℃刻みで名前がついています。燗をつけるためにチロリを買いたいと思っています。

一日も早く新型コロナウイルス流行が終息してくれることを願っております。



はじまりの時間



昭和7班

畑山 和夫

名古屋税理士会昭和支部の皆様はじめまして。千種支部より転入して参りました畑山和夫（はたけやま かずお）と申します。

転入の理由は、高齢者年代になったこともあり、交通や生活環境が便利の方が良いことや、また孫の世話も家内がしなくてはならないことから息子の家に近い昭和区の八事興正寺の近くで事務所を開設いたしました。

私は、国税職員として名古屋国税局及び東海3県の税務署勤務を終え、2017年5月千種区にて開業させていただきました。なお出身は北陸富山県の富山市ですが名古屋にもう40年以上いますので、名古屋弁も板につき、名古屋めしにすっかり慣れて、名古屋が大好きになりました。ただテレビで富山や金沢の情報番組放送があると懐かしさでつい見入ってしまいます。野球もドラゴンズは気になりますが、いまだに巨人ファンです。

趣味は、「切り絵」を8年ほど習っておりますが、まだまだ技術不足です。毎年6月に栄の市民ギャラリーで「伊勢型紙(切り絵)教室展」が開催され、未熟ですが展示してもらいました。また秋には名古屋市主催の「昭和区民美術展」がありますので、賞を目指して応募したいと思っています。

最後に、私は長年税務署の勤務を通じ、税界や社会に大変お世話になりましたので、税理士という立場で微力ですがお返しできるような精進していきたいと思っています。昭和支部の皆様、何卒ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

写真コンテスト
開催のお知らせ

ゆく秋の感慨も深く、会員の皆様におかれましてはますますご清祥のことと心よりお喜び申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴って支部の活動が制限され、支部旅行を開催することが難しい状況が続き写真コンテストも開催ができませんでした。支部の写真愛好家の皆様には、腕を振るう機会が一つ減ってしまったのではないかと申し訳なく思っております。

しかしながら、感染症に対する規制は緩やかに解除され始めており、以前のような活動ができる状況は、すぐそこまで来ています。会員の皆様の中には他県にご旅行をするという計画を立てている方もいらっしゃるのではないかと思います。

世の中の流れが変わっていく中、支部活動も動き出す必要があると考え、今年度は、日帰り支部旅行に加えて、日常風景も対象とした写真コンテストを開催する運びとなりました。

日帰り支部旅行の訪問先であるなばなの里のイルミネーションや花たち、日常生活を切り取ったハートフルな写真、旅行中の名勝、ご家族でもあるペット、生まれたばかりのお孫さん、どのようなお写真でも構いません。「自慢の一枚」をご応募いただければと思います。

記

1. 応募枚数：3枚以内
2. サイズ：A4・六つ切りまたはデータ
3. 申込期限：12月2日(金)まで
事務局までお持ちいただくか、メールにて showashibu.kouhoubu@gmail.com お願いします。
4. 画題：写真のタイトルもご記入下さい。
印刷して頂く場合は裏に、メールの場合はファイル名にタイトルをご記載ください。
5. 表彰発表：令和5年1月16日(月)開催の新年懇親会で発表予定です。

【9月の月例集会】

令和4年9月9日(金)
瑞穂文化小劇場

(昭和税務署より連絡事項)

1. インボイス制度に係る登録申請書の登録状況について
2. キャッシュレス納付普及・拡大について
3. 確定申告関係書類の印刷部数削減について

(支部より連絡事項)

研修部：今後の研修会について
 厚生部：支部研修旅行について
 総務部：今後の予定について

(研修内容)

テーマ：「資産税関連の税理士賠償責任と対策」
 講師 弁護士 永吉 啓一郎氏

【10月の月例集会】

令和4年10月14日(金)
天白文化小劇場

(昭和税務署より連絡事項)

1. インボイス制度について
2. 文書回答手続の利用促進について
3. 国外財産調書及び財産債務調書の適正な提出について
4. 「税を考える週間」について

(支部より連絡事項)

研修部：今後の研修会について
 税対部：無料相談について
 厚生部：支部親睦日帰り旅行について
 広報部：写真コンテスト開催について
 総務部：今後の予定について

(研修内容)

テーマ：「税務行政のDXで変わる税理士業務、
 中小企業」
 講師 日本税理士会連合会
 デジタル・システム委員長
 税理士 岡崎 拓郎氏
 (名古屋中村支部)

支部からのお知らせ

・11月月例集会及び研修会のご案内

日 時：令和4年11月15日(火)

場 所：名古屋市公会堂

研 修 会：13時30分より

テ ー マ：「消費税インボイス制度

～今、クライアントに伝えるべき
 こと～」

講 師：税理士 金井 恵美子氏

月例集会：15時30分より

※ZOOMウェビナーで同時配信予定

・12月月例集会及び研修会のご案内

日 時：令和4年12月9日(金)

場 所：天白文化小劇場

研 修 会：13時30分より

テ ー マ：「名義預金と贈与」と「民事信託
 (家族信託)」

講 師：税理士 笹田 淳氏

月例集会：15時30分より

※ZOOMウェビナーで同時配信予定

※月例集会等に関しましては、体調に不安がある方等は出席を自粛し配信でのご参加をお願いします。

編集後記

10月に入って、一気に気温が下がってきましたが、今年の夏は暑かったですね。名古屋の今年の真夏日は、過去最高に並ぶ88日だったようです。100年ほど前は、真夏日はだいたい50日前後。かなり暑くなっています。

秋は、スポーツや食べ物など、楽しみが多いのですが、最近は、少し涼しくなったと思ったら、すぐに冬がやってくる気がします。ぼけっと過ごさずに、短い秋を楽しみたいと思います。

(山内 聖堂)